

倫理に関する細則

平成 25(2013)年 11 月 16 日 理事会制定

平成 28(2016)年 9 月 8 日 理事会改定

平成 31(2019)年 4 月 11 日 理事会改定

(総 則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)会員が行う学術研究および学会活動の諸行為が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」(平成 18 年文部科学省告示第七十一号)を遵守し、適正かつ円滑に行われるように定めるものである。

2. 会員は、本細則の解釈に関して疑義が生じた場合、又は本細則に規定されていない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、本会に相談することができる。

(基本原則の遵守)

(適用範囲)

第 2 条 本細則は、会員が行う学術研究発表(論文発表を含む)における倫理、本会が行う学術研究および事業、本会が行う会員への研究倫理に関する教育・啓発に関する項目を含む。

(基本姿勢)

第 3 条 会員は、すべての人間の基本的人権を認め、適正に学術研究および学会活動を行う。

2. 人間以外の動物も含めたすべての生命の重さを最優先することに留意し、医学物理学における学術的活動と それに関連する諸活動にたずさわる。

3. 会員は、本細則を遵守して行動しなければならないが、本細則に定められていない事項についても、その制定の趣旨を正しく理解して行動しなければならない。

(会員としての自覚と責任)

第 4 条 会員は、自らの研究・実践活動が個人や社会に対して影響のあることを自覚し、自らの活動は不特定多数の個人または社会の利益向上に貢献することを目指すものとする。

2. 会員は、人を対象とする医学系研究または動物実験等を計画・実行する場合に、事前に会員の所属する施設の倫理審査委員会または動物実験委員会の意見を受けて研究機関の長の許可を受けなければならない。

(研究者等の責務)

第 5 条 主体となって研究を行う本会の会員およびそのグループ(以下「研究者等」)は、研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取り扱いを徹底し、

捏造、改ざん、盗用、重複発表、二重投稿などの不正行為を行ってはならず、またそのような行為に加担してはならない。

2. 会員は、前項に示すような行為を発見した場合には、遅滞なく本会に報告しなくてはならない。

(共同研究者の責任)

第 6 条 共同研究者は、研究を実施する研究チームに属し、講演会、学術大会や論文等で研究発表を行う場合に、共著者として連名されるすべての研究者をいう。研究者等は、本人の同意なしでは、個人を共同研究者として研究チームに含めることはできず、また、共著者として連名に含めてはならない。

2. 研究者等は、研究についての実験や知的活動などに貢献しない個人を、共同研究者としてはならない。

3. すべての共同研究者は、当該研究への貢献の程度に応じて、研究者としての責務を負う。

(公平性の確保)

第 7 条 会員は、人種、性別、年齢、地位、所属、思想、宗教などによって個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。また、個人の自由を尊重し、公平に対応する。

(利益相反)

第 8 条 会員は、「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針」(厚生労働省、平成 20 年 3 月発行)に準拠し、研究の公正性、信頼性を確保するために、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について適正に対応する必要がある。

2. 利益相反とは、経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念される事態をいう。

3. 研究者等は、研究または学術発表を行う場合に企業等から別に定める範囲を超えた金銭・物品・株式等の供与を受けるときは、それを申告しなければならない。

4. 研究者等は、科学的中立性が損なわれる可能性がある場合は、企業名や、特定の企業を同定できる語句を研究のテーマや、学術発表のタイトルに含めてはならない。

5. 会員は、職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うに当たり、先入観をもたず、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければならない。

(倫理委員会)

第 9 条 本細則の第 1 条を達成するため、本会に倫理委員会(以下「倫理委員会」という)を置く。

2. 倫理委員会は、本細則の違反の申告を受けた案件について、倫理的および社会的観点から調査・検討し、その審議結果を理事会に報告することを任務とする。

(倫理の遵守と審査)

第 10 条 本細則は、本会に所属するすべての関係者に遵守を求めるものであり、会員は、本細則を十分に理解し、これに違反することがないように常に注意しなければならない。

2. 本細則の第 1 条、第 2 条に係る事項において審議が必要な場合は、倫理委員会により必要な調査および審査を行う。
3. 本細則に違反するとの申告を受けた場合は、申告理由、申告者氏名・所属を明記の上、倫理委員会委員長に提出する。
4. 会員は、違反の申告が発生したときは、倫理委員会の調査を受けることがある。
5. 違反の事実が判明した場合、本会は会員の所属する施設の責任者に通告することがある。

(倫理委員会の組織)

第 11 条 倫理委員会は、次に掲げる委員によって組織される。(1) 副会長 (2) 理事を含む会員 6 名以上 (3) 会員以外の有識者(倫理・法律を含む) 若干名 (4) 男女両性で構成されること。(5) その他、必要と認められた者。

2. 前項(2)から(5)までの委員は倫理委員会委員長の推薦により理事会の承認を得る。

(任期)

第 12 条 前条第 1 項(2)から(4)までの委員の任期は、原則として 2 年とする。委員に欠員が生じたとき、後任を選任する。ただし、公認の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長および招集)

第 13 条 倫理委員会に委員長を置き、副会長をもって充てる。

2. 委員長は、倫理に関わる案件の申告を受けた場合に、倫理委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 14 条 倫理委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2. 審査対象となる案件に関係のある委員は、当該案件の審議および議決に加わることができない。
3. 倫理委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 15 条 倫理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

附 則

1. この細則は理事会の議決により改定することができる。
2. この細則は平成 31 年(2019)年 4 月 11 日より適用する。